

## 【総合歯科医休業補償制度】

# 団体医師賠償責任保険のご案内

# 団体割引 20%

\*一般でご加入されるよりお得な  
保険料となっております。



- ① 歯科医院経営研究会に所属する開業医・勤務医の方を対象とする保険です。
- ② 団体割引20%が適用されています。
- ③ 法律上の損害賠償金のほか弁護士費用や訴訟費用を補償します。

保険期間 平成29年7月1日  
午後4時から1年間

取扱代理店 株式会社ジャパンデンタル

申込締切日 平成29年6月9日（金） 引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

中途加入 中途加入は毎月受付可能です。\*最終締切日平成30年4月13日（金）

# 医師賠償責任保険の概要

医師賠償責任保険は、賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項・医療施設特約条項等をセットした、開業医・勤務医の皆さまのための保険です。

## ◆ 医師特約条項の概要

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、保険期間中に患者またはその遺族により損害賠償請求がなされた場合、患者もしくはその遺族に対して被保険者が負担する法律上の賠償責任（自己負担額を控除した額）を保険金額の範囲内で保険金としてお支払いします。

※ただし、勤務医師の方がご加入の場合は、いかなる場合も医療施設の開設者の責任を肩代わりするものではありません。

## ◆ 医療施設特約条項の概要（開業医の方のみ）

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生した場合、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

※賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

## ● 保険期間

平成 29 年 7 月 1 日午後 4 時から 1 年間

\* 中途加入初年度の保険期間は加入後最初に到来する 7 月 1 日午後 4 時まで。契約更改後は 1 年間。

## ● この保険にご加入いただける方は・・・（ご加入対象）

＜開業医・勤務医の方＞

ご加入日現在、健康で正規に就業されている「歯科医院経営研究会」の会員で満 20 歳以上満 69 歳以下の方

## ● ご加入方法

＜新規加入＞の場合

「団体医師賠償責任保険加入申込書」にて、平成 29 年 6 月 9 日（金）までにお申込みください。

※ 6 月 1 日を除き、毎月 1 日付けで中途加入が可能です。ただし、この保険のみでの加入はできません。

＜継続（事前送付）＞の場合

既加入者が前年同等条件で継続の場合、継続手続きは不要です。

## ● 保険金をお支払いする事故

＜医師特約条項＞

医療行為によって、患者の身体に障害を与え、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合、保険金支払いの対象となります。

＜医療施設特約条項＞

保険期間中に建物や設備の不完全または使用・管理上のミスによって患者や見舞客にケガをさせたり、衣服・持ち物を汚したり壊したりした事故が保険金支払いの対象となります。

勤務医・衛生士などスタッフが起こした事故も被保険者が賠償責任を負う場合は、保険金支払いの対象となります。法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

開業医プランの被保険者（補償の対象となる方）は、医療施設（一般医院・診療所・病院）の開設者です。

## ● お支払いする保険金の種類

- ・ 法律上の損害賠償金：被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償、修理費、再調達費等
- ・ 訴訟費用：弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要する費用（損保ジャパン日本興亜の事前承認が必要です。）

※ただし、1 回の事故について損害賠償金は保険金額を上限とします。損害保険金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償に対する割合によります。

※医療施設特約条項にてお支払いする修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

# 保険料と保険金額、およびその他のご注意点

## ● 保険料表

【開業医】 医師特約・医療施設特約セット加入  
【勤務医】 医師特約のみで加入

保険期間1年間・団体割引率20%

- ・保険料は歯科医院経営研究会が所得補償保険料、会費とともに毎月集金します。
- ・初回保険料は、保険責任開始日以前の集金となります。

月払 保険料	開業医	勤務医
	540円	451円

※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）に未加入で、新たにセットを希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。  
次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

## ● 保険金額

医師特約（医療上の事故）		医療施設特約（建物・設備の使用・管理上の事故） *自己負担額なし		
対人1事故につき	対人1年間につき	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき
1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円

## ● 解約時のご注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパン日本興亜で医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。）

## ● その他のご注意点

平成22年4月1日以降発生の事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険（特約）の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパン日本興亜が被保険者にお支払いします。
2. 被保険者の指図により、損保ジャパン日本興亜が直接相手の方にお支払いします。
3. 相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパン日本興亜が直接相手の方にお支払いします。
4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパン日本興亜が被保険者にお支払いします。

\* 保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

（※）補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。

## ● 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

### < 1 > 賠償責任保険共通の免責事由

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任
- ⑥ 他人から賃借したり、預かっている財物の損傷事故
- ⑦ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑧ 被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任 など

### < 2 > 医師特約に関する免責事由

- ① 医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ② 海外での事故の場合
- ③ 美容を唯一の目的とする医療行為によって生じた賠償責任
- ④ 医療の結果を保証することによって加重された責任
- ⑤ 名誉き損または秘密漏えいに起因して生じた賠償責任
- ⑥ 免許を有しない者が遂行した医療行為に起因して生じた賠償責任 など

### < 3 > 医療施設特約に関する免責事由

- ① 被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ② 被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の医療上の行為による身体の障害に起因する賠償責任
- ③ 医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任
- ④ 戦争、変乱、暴動、騒ぎょうまたは労働争議によって生じた賠償責任
- ⑤ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ⑥ 他人から賃借したり、預かっている財物の賠償責任
- ⑦ 自動車（原動機付自転車を含みます。）の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任 など

## ● 保険期間

1年間となります。

※医師特約は、この保険期間内に医療事故に起因して、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象となります（損害賠償請求ベース）。一方、医療施設特約については、保険期間内に事故が発生した場合に補償の対象となります（事故発生ベース）。ただし、初年度契約締結前（その保険契約を最初にご契約になったときより前）に知っていた身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いすることができません。

## ● 損害賠償請求期間延長担保追加条項のご案内

保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項のセットをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後5年以内もしくは10年以内にかぎり補償の対象とすることができます。（被保険者が死亡された場合、相続人からのその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関わる損害賠償請求を受けた場合にかぎりです。）解約の場合は解約のお手続き時に、ご契約を継続されない場合は満期時に合わせてご加入になれます。ご加入にあたっては所定のお申し込み手続きのほか、追加保険料が必要となります。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### ●ポイント●

医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。

（保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパン日本興亜に書面にて通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。前頁の「解約時のご注意点」をご参照ください。）

医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する場合が多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性は否定できません。

保険契約を継続されない場合や、廃業により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、ご加入をご検討ください。

## ● 刑事弁護士費用担保追加条項のご案内

従来、医師賠償責任保険にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）

	想定されるご負担（損害）	該当保険商品
民事	損害賠償金、弁護士費用・訴訟費用等	医師賠償責任保険（医師特約・医療施設特約）
刑事	弁護士費用・訴訟費用	刑事弁護士費用担保追加条項

## ● 平成25年2月刑事弁護士費用担保追加条項の改定内容

平成25年2月の刑事弁護士費用担保追加条項の改定内容は、以下の2点となります。

1. 保険金をお支払いできない主な場合に、被保険者の有罪の確定（注）がなされた刑事事件を追加しました。  
（注）有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。
2. 被保険者の有罪が確定した場合において、その有罪の確定の時までに既に支払われた保険金がある場合に、既に支払われた保険金を返還する義務を新たに規定しました。

上記改定内容は、平成25年2月1日以降保険始期契約より適用されます。

## ◆ 刑事弁護士費用担保追加条項の概要

保険金額	保険期間（1年）を通じて500万円となります。 ※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。
保険金をお支払いする場合	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など
保険期間と保険金をお支払いする場合の関係	この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時（注）までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。 （注）刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。 ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時（注1） ②裁判所が略式命令を発した時（注2） ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時（注3） （注1）ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。 （注2）ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。 （注3）ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。
保険金をお支払いできない主な場合	1. 次の事由に起因する損害 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害 ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など
ご加入方法 （割増保険料なしで自動付帯されます）	【個人契約としてご加入の場合（被保険者＝個人）】 医師賠償責任保険（医師特約条項）にご加入いただくことにより自動的に、この追加条項がセットされます。 （※）個人立医療機関の開設者・管理者、および一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。 【法人（病院・診療所）として基本契約にご加入の場合】 勤務医師包括担保追加条項（オプション特約）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

## 【用語のご説明】

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。  
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

#### この保険のあらまし

- 商品の仕組み：この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約、医療施設特約、各特約条項・追加条項をセットしたものです。
- 保険契約者：歯科医院経営研究会
- 保険期間：平成29年7月1日午後4時から1年間となります。
- 募集期間：平成29年6月9日(金)まで \*中途加入も毎月受付可能です。\*最終受付日：平成30年4月13日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
  - 加入対象者：ご加入日現在、健康で正規に就業されている「歯科医院経営研究会」の会員で満20歳以上69歳以下の方
  - お支払方法：保険料は歯科医院経営研究会が所得補償保険料、会費とともに毎月集金します。初回保険料は、保険始期日以前の集金になります。
  - お手続き方法：添付の加入依頼書に必要な事項をご記入のうえ、ご加入窓口の歯科医院経営研究会、もしくは代理店ジャパンデンタルまでご送付ください。
  - 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から平成30年7月1日午後4時までとなります。  
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の20日前までに代理店ジャパンデンタルまでお支払いください。
  - 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の歯科医院経営研究会、もしくは代理店ジャパンデンタルまでご連絡ください。
  - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

#### 医師賠償責任保険の概要

##### <医師賠償責任保険の概要>

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」および「医療施設特約条項」の2つによって構成される保険契約です。この保険契約は病院もしくは診療所の開設の届出単位でのお引受けとなります。(なお、勤務医契約、予防接種契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。)

①医師特約条項・・・被保険者(※1)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者(※2)が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に患者またはその遺族により損害賠償請求がなされた場合、患者もしくはその遺族に対して被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。また、医師とは医師法第2条に規定するところの医師をいい、診療放射線技師およびあんま、はり、きゅう、マッサージ師、柔道整復師等は含みません。

(※1)「被保険者」とは、賠償責任を負担する者をいい、法人病院・法人診療所の場合はその医療施設の開設者である法人(一人医師医療法人を含みます。)、個人病院・個人診療所の場合はその医療施設の開設者である個人をいいます。

(※2)「その使用人その他被保険者の業務の補助者」とは、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の、被保険者の指揮、監督下にある者をいいます。

②賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

③医療施設特約条項・・・医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生した場合、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

##### <主な追加条項およびその概要>

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

①損害賠償請求期間延長担保追加条項・・・保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎりです。

②勤務医師包括担保追加条項・・・医療施設の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任について補償します。ただし、この追加条項で保険金支払いの対象となるのは、加入者証に記載された医療施設の業務として行った医療のみとなります。

③刑事弁護士費用担保追加条項・・・医師賠償責任保険(医師特約および勤務医師包括担保追加条項)にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

医師賠償責任保険の概要(続き)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	<p>被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、患者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>★保険期間中に医療事故に起因して損害賠償請求を提起された場合が対象となります。</p> <p>(注) 損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。</p> <p>○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。(初年度契約とは平成16年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。)</p>	<p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任</p> <p>など</p>
給食等による事故 建物等の使用・管理上、	<p>被保険者が加入者証記載の医療施設(設備を含みます。)の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物(給食等)、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額を超過する金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p>	<p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の医療上の行為による身体の障害に起因する賠償責任 ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ④戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑥他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任 ⑦自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任</p> <p>など</p>
または訴訟費用 刑事訴訟に関する弁護士費用	<p>被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。</p> <p>①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用</p> <p>など</p>	<p>①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件</p> <p>ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。</p> <p>など</p> <p>(注) 有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。</p>

## ご加入にあたってのご注意

### ●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

○保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

○加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

(1)保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書、付属書類等の記載事項すべて

(2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書、付属書類等の以下の項目をいいます。

- 被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- 過去の保険金支払状況 など

●この保険契約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象となりません。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎります。

### ●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書、付属書類等の記載事項の変更  
<例>保険金額等ご契約内容を変更される場合 など  
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)加入依頼書、付属書類等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパン日本興亜に通知する必要はありません。)

(2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合

(3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパン日本興亜で医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)

(※)この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。



## ご加入にあたってのご注意(続き)

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### ●個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

●既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出は不要です。

継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。

●平成22年4月1日以降発生の事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパン日本興亜が被保険者にお支払いします。

2. 被保険者の指図により、損保ジャパン日本興亜が直接相手の方にお支払いします。

3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパン日本興亜が直接相手の方にお支払いします。

4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパン日本興亜が被保険者にお支払いします。

\* 保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

●平成24年2月1日保険始期以降に医師特約および勤務医師包括担保追加条項にセットされる刑事弁護士費用担保追加条項は、下記のご契約形態の場合に、自動セットされます。

1. 被保険者が個人(勤務医契約を含みます。)である場合

2. 被保険者が法人・自治体等であるが勤務医師包括担保追加条項によりその病院の勤務医を包括的に補償の対象としている場合

●平成25年2月1日以降保険始期契約において医師特約条項および勤務医師包括担保追加条項にセットされる刑事弁護士費用担保追加条項については、刑事弁護士費用担保追加条項の規定に従い保険金の支払いが行われた場合において、被保険者の有罪の確定が行われたときは、保険金請求者は、損保ジャパン日本興亜が支払った保険金の全額を損保ジャパン日本興亜に返還する義務を負います。

### ●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

## 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパン日本興亜または取扱代理店に通知してください。  
 <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称  
 <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称  
 <3> 損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。  
 (※) 損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

●被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会    ②専門機関による鑑定結果の照会    ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④日本国外での調査    ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

### <事故時に必要となる書類>

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、 <b>刑事弁護士費用に関する通知書</b> 等
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 等

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

### ●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【窓口: 事故サポートセンター】0120-727-110

(受付時間) 平日/午後5時～翌日午前9時    土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記以外受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

## 問い合わせ先 (保険会社等の相談・連絡窓口)

- 保険契約者    歯科医院経営研究会  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-13-8    TEL: 03-3348-9687
- 取扱代理店    株式会社ジャパンデンタル  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-13-8    TEL: 03-3344-5331 (受付時間: 平日の午前9時30分から午後5時30分まで)
- 引受保険会社    損害保険ジャパン日本興亜株式会社 南東京支店 渋谷第一支社  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-19    TEL: 03-5778-2563 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

● 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

● このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

● 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。